

# 石川県立能楽堂別館茶室利用時の新型コロナウイルス感染拡大予防 に係る遵守事項

令和2年9月18日

石川県立能楽堂別館にある茶室「対青軒」と「犀庵」を利用する者（以下「利用者」という。）は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、石川県立能楽堂が定める「能楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」と合わせて、次に記載する事項を遵守してください。

## 1 事前協議の実施

利用者は、利用申込時に事業内容や新型コロナウイルス感染拡大予防対策について能楽堂と事前協議を行うこと。

## 2 利用人数の制限

当分の間、茶室ごとに同一空間を共有する人数を次のとおり制限する。

### (1) 茶会利用

- ① 対青軒 和風茶室（8畳） 6人 立礼席 6人
- ② 犀庵 和風茶室（4畳半） 3人

### (2) その他の催事利用

人と人の間隔を最低1m以上空けることし、一畳に1人を目安とする。

## 3 茶道具の貸出し

洗剤での洗浄やアルコール消毒での除菌を行うことができないため、当分の間、貸出しを行わない。

茶道具が必要な時は、利用者が準備すること。

## 4 利用者の遵守事項

催事は利用者の責任において実施するものとし、次の事項を遵守すること

- ① 催事ごとに、来場者（参加者、主催者、出演者、スタッフ等）の氏名や住所、緊急連絡先電話番号を把握し、名簿を作成し、保管すること。
- ② 来場者から感染者が発生あるいは感染が疑われる者が判明した場合は、保健所等の公的機関に協力し、名簿等必要な情報を提供することについて、事前に周知すること。
- ③ 来場者に対して、マスクを着用の上、来場するよう周知すること。
- ④ 入口または受付において、すべての来場者に対し、検温と手指消毒用アルコール液による消毒、マスクの着用をお願いすること。
- ⑤ 37.5度以上の発熱がある者、手指消毒を行わない者、マスクを着用しない者は

参加をご遠慮いただくこと。

- ⑥ 茶室ごとの利用人数（同一時間に同一空間を共有する人数）制限を遵守すること。
- ⑦ 水屋や待合においても人と人の間に適切な間隔を確保すること。
- ⑧ お茶の回し飲みやお菓子の取り回しはしないこと。
- ⑨ いわゆる三つの密（密閉、密集、密接）が発生しないような運営に努めること。
- ⑩ 受付時は、最低 1 m（可能であれば 2 m）の対人距離を確保すること。また、受付では飛沫感染防止の対策を講ずること。
- ⑪ 施設内では、茶室以外の場所でも座席の間隔を十分に確保すること。
- ⑫ 施設内の換気を十分（常時又は定期的）に行うこと。
- ⑬ 参加者同士の接触を控えるほか、人との接触や声援を喚起するような演出は行わないこと。
- ⑭ トイレなどの混雑を避けるため、余裕を持った休憩時間を設定するなど密集状態が発生しないよう工夫をすること。
- ⑮ 各流派が定めるガイドライン等を参考に感染拡大予防対策を実施すること。
- ⑯ その他、必要に応じて感染予防対策を実施すること。